

報道関係者各位

令和8年7月17日

舞鶴市役所が「自転車ヘルメット着用モデル事業所」に指定されます ～7月24日に指定書交付式を開催～

改正道路交通法の施行により、令和5年4月から全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務となっております。

舞鶴市では、これまで舞鶴警察署長より「自転車ヘルメット着用促進宣言事業所」の認定を受け、職員の安全意識の向上と市民への啓発活動に努めてまいりました。

このたび、自転車の安全利用のさらなる推進に向け、新たに京都府警察本部より「自転車ヘルメット着用促進モデル事業所」の指定を受けることとなりました。

今後は、職員一人ひとりが地域の見本となり、通勤時や業務移動時において率先してヘルメットを着用することで、市内における自転車の安全利用とヘルメット着用機運のさらなる醸成に取り組んでまいります。

モデル事業所への指定に伴い、以下のとおり京都府警察本部による「指定書交付式」が執り行われますので、お知らせいたします。

- 1 日 時 令和8年7月24日（金） 13時30分から
- 2 場 所 舞鶴市役所301会議室
- 3 参加者 京都府警察 交通部長、舞鶴警察署長、
交通企画課モビリティ対策室室長補佐
舞鶴市役所 市長、福祉部長、生活支援相談課長
- 4 次 第 (1) 「自転車ヘルメット着用促進モデル事業所」概要説明
(2) 指定書交付
(3) 舞鶴市長挨拶
(4) 交通部長挨拶
(5) 記念撮影
- 5 その他 取材を希望される方は、当日の開始5分前までに上記場所にお越しください。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 生活支援相談課（担当：上西）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

[TEL:0773-66-1006](tel:0773-66-1006)、[FAX: 0773-62-2050](tel:0773-62-2050)

E-mail: seikatsu@city.maizuru.lg.jp